

法務委員会
議 録 第 八 号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事 押谷 富三君 理事 田嶋 好文君

理事 猪俣 浩三君

鍛冶 良作君 北川 定務君

佐瀬 昌三君 花村 四郎君

牧野 寛素君 眞鍋 勝君

山口 好一君 大西 正男君

石井 繁九君 田万 廣文君

上村 進君 梨木作次郎君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務総裁 大橋 武夫君

出席政府委員

警察予備隊本部長官 増原 恵吉君

法務政務次官 高木 松吉君

検事(法務府法制意見第四局長) 野木 新一君

委員外の出席者

議員 田中不破三君

最高裁判所事務総長 五鬼上堅磐君

判事(最高裁判所事務総長) 内藤 頼博君

判事(最高裁判所事務総長) 鈴木 忠一君

判事(最高裁判所事務総長) 吉田 豊君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 村 教三君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 小本 貞一君

十二月七日

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(参議院送付)

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四七号)(参議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(参議院送付)

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四七号)(参議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(参議院送付)

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四七号)(参議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(参議院送付)

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四七号)(参議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(参議院送付)

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四七号)(参議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九〇号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

三 新庄村に法務局出張所設置の請願(松澤兼人君紹介)(第六一七号)

四 燕町に登記所設置の請願(松木弘君紹介)(第二〇五号)

五 鳴門市に簡易裁判所並びに区検察庁設置の請願(眞鍋勝君紹介)(第二〇七号)

六 法務局職員に給与改訂に関する請願(佐藤源弘君紹介)(第二六六号)

七 福島町に簡易裁判所及び検察庁設置の請願(田中不破三君紹介)(第三六九号)

八 前橋地方裁判所桐生支部を権限甲支所に昇格の請願(長谷川四郎君紹介)(第三七〇号)

九 借地法の一部改正に関する請願(小林運美君紹介)(第四三八号)

一〇 宇佐簡易裁判所を権限乙支部昇格反対の請願(西村英一君紹介)(第四四一号)

陳情書

一 浦和地方法務局等を現位置に設置の陳情書(東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地日本弁護士連合会会長有馬忠三郎(第四五号))

二 警察官のピストル射撃事件に関する陳情書(山形地方裁判所内山形果井護士会会長小林正一(第一七二号))

三 夕張町に簡易裁判所並びに検

察庁設置の陳情書(三重県名賀郡夕張町長北田藤太郎外一名)(第二三〇号)

四 浜松市における不当強制執行に関する陳情書(浜松市旭町五十二番地荒龍隆司)(第二五八号)

五 裁判所書記官及び少年調査官給与引上げに関する陳情書外二件(山形地方家庭裁判所々長阿部勇外五十名)(第三二二号)

○安部委員長 これより会議を開きます。

検察行政及びこれと関連する国内治安に関する件を議題といたします。発言の通告がありますから、順次これを許します。大西正男君。

○大西(正)委員 私は法務総裁並びに予備隊長官に御質問したいと思ひます。

昨日予備隊長官は、装備に關しまして、武器の点でありますが、他の委員の方のお尋ねに対して、カービン銃以外には持つておられないという御答弁でありました。また法務総裁の御答弁も従来その通りであります。これはしかとさうであるかどうか、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○増原政府委員 現在持つております装備は、武器としてはカービン銃だけでありまして、江田島で幹部訓練というのをやつておりますが、幹部訓練をやるときは機関銃の操作を教えたというこ

とはあります。しかし部隊には機関銃

は持つておりません。カービン銃だけ

であります。予備隊固有の装備として、予備隊が持つておる武器は小銃だけである、但し機関銃を使用したことが実はあるというわけでありまして、そこで従来の各委員のお尋ねによる

と、小銃以外には持つておられないという御返答でありました。しかも委員各位のお尋ねは、持つておること

を非常に嚴重な意味で持つておられるのではなくて、訓練はどんな状態

でおるか、またどんなものを使つておるかという意味のお尋ねであつたと思

うのであります。これに対しては、従来は機関銃といふことは一向お出し

にならなかつたのですが、機関銃について

は使つたことがあつたこととあるとい

う御答弁でありました。そこで予備隊

の装備として現在持つておるものではないけれども、他から拝借をして何か

他の武器を訓練上使用してある、あるいはまた武器ではなくても、武器の模

型のごときものを使用しておるとい

うような事例は、機関銃以外はないので

しょうか。これをお尋ねしたい。○増原政府委員 現在までのところ、

訓練をいたしました分は機関銃とカー

ビン銃であります。機関銃訓練は、申

し上げましたように、幹部訓練の中

の一部分の武器の係の幹部に訓練をした

ので、ほかの者は現在のところ訓練を

いたしていません。○大西(正)委員 ほかの武器、あるいはこれに類する模型のごときもの、

つしやるのでありますが、それではそのほかに武器あるいはその模倣のごときも使用しなくとも、あるいは書類によつて使用の方法を教えるということも可能であります。その武器を想像しながら、手あるいは足の操作を教えるということも可能であります。そういう武器あるいはその模倣といふものを使用せずに、図上あるいは教科書のようなもので、そういうものの使用方を教えておるといふようなことはないのでしようか。

○増原政府委員 現在のところは、その他のものの訓練をいたしておられません。図解その他においてもやっております。また現在のところその他のものをやろうという計画も持っております。

○大西(正)委員 朝鮮の戦局においては国連軍は非常な危機に面しております。国連軍はすでに平壤を撤退しまして、戦略的な後退をしておる現状であります。が、聞くところによると、中共軍の北朝鮮に侵入しておる数は五十万とも言われ、六十万とも言われ、あるいはけさの新聞でありましたか、百万近い中共軍が侵入しておるといふことを報道しておつたのであります。これに対して国連軍は二十万くらいだととりざたされておるのであります。こういう情勢下において、一体朝鮮の事態はどのように進展するものであらうかということ、日本国民にとつて今日非常な不安と関心事になつております。新聞の報ずるところによりますと、米英両巨頭がこれらの問題に関連して会談をしておるわけでありまして、朝鮮を放棄しないということに意見が一致したというふうにも報道されております。

しかし新聞の見出し以外の内容を読んでもみると、われ／＼国民として非常に重大な関心を寄せざるを得ないような報道がなされておると思ひます。きのうの新聞でありましたか、ロンドン五日発のAPによると、「万一、中共の圧力によつて国連軍が朝鮮から撤退を余儀なくされても、国連軍は再び朝鮮へ進撃すべきである」と、アトリー首相とトルーマン大統領が会見の結果意見が一致したということが報道されております。これによりますと、朝鮮は放棄しないが、そこを一応全面的に撤退する事態が発生するかも知れないといふふうなことが、新聞だけを讀んでおるわれ／＼としては想像されるのであります。そういうことの可能性があらうということが考えられるのであります。

しかもマツカーサー元帥はアメリカ本国に対して、朝鮮は撤退してはならない、撤退すべきでないという意見を送つておるといふふうなことも聞いています。これと逆を考えると、朝鮮を撤退しろという意見が相当有力にある、そういう意見があればこそマツカーサー元帥が、それはいけないと具申しているのではないかと、またわれわれとしても、アメリカの子弟が東洋の一角の朝鮮で尊い血を流すというところについて、アメリカ人がどう考えておるかということもひそかに想像されるのであります。かような事態は今後日本の国民に重大な影響を与えるのではないかと、ひるがえつてヨーロッパ方面を見てみますと、鉄のカーテン内には百個師団が待機していると言へば非常に誤解がありますが、存在をいたしておる。これに対して西側の陸軍は十一個師団か十二個師団しかないといふうにわれ／＼は聞いておるのであります。一朝不幸な事態が発生した場合に、一体ヨーロッパの運命はどうなるであらうか。さういふ情勢下にある今日において、イギリス並びにフランスが東洋に力を注いでくれる余裕があるかどうかといふふうなことも心配されるのであります。先般他の委員の方からも発言がありましたように、トルーマン大統領は談話を発表して、現在まだ橋を渡つておらない、しかし橋を渡すべき事態が発生したならば日本人の使用といふことも考慮される、その際考慮をすればよいのだといふことを言うておられますが、将来日本人を朝鮮の動乱その他に使用すべき事態の発生する可能性が全然ないわけではなかりはしないかと思はれるのであります。そういうふうなことを考えますと、そういう橋を渡すべきときが発生する可能性のある今日におきまして、この警察予備隊なるものが、国連軍ないしアメリカの要請によつて日本の国土以外で行動するといふふうな事態の発生する可能性があらうのではないかと、ふうにも考えられるのであります。この点一体どういふふうなことを考えておるかと、御答弁願ひます。

○大橋國務大臣 ただいま御質問の点につきましては、たび／＼いろいろ機会において申し上げております。通し、政府といたしましては、警察予備隊が海外において行動をしなければならぬといふ事態はないものと考えておるような次第であります。

○大西(正)委員 従来、御答弁通り、政府としてはそういう事態が発生することは無いという御答弁であります。そういう事態が発生することは無いというお考えであります。客観情勢は日本政府をしてそれを余儀なくせしむると思ひますが、それに対してはどういふふうにお考えであります。この点をお尋ねいたします。

○大橋國務大臣 いかなる意味においてもさういふことは無いといふふうにお考えしております。

○大西(正)委員 この点につきましては、これ以上お尋ねいたしましたもお答えにならないと思ひます。またこれに關する質問はこれで打ち切ります。が、しかし法務総裁個人としては、相当お考えになつておるべきはずだと思ふのであります。日本国民が今日相当重大な関心を寄せている事件について、そして国内の治安にも影響する事件について、もし総裁が個人として一顧だもお尋ねになつていないとすれば、政府の治安に対する御配慮に信頼をしておけるのかどうか、そのことについて非常な心配が生ずるといふことを得ないものであります。こいねがわくばこれらの点について十分にお考えをいただきたいと思ふのであります。

次に国内治安に關しまして……現在におきましては警察あるいは警察予備隊がこれに當るわけでありまして、そのほかに消防隊があるわけでありまして、国家非常事態が発生した場合、あるいはそれに近いような情勢下においては、消防隊と警察とはどういふ關係にあるか。また消防隊を警察の補助としてどの程度使用できるようにするおるか、お尋ねしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 消防を警察のために使うといふことは、原則的にはないわけでありまして、しかしながら、突如暴動その他の際におきましては、治安上から考えまして、一方におきまして警察のみによつてその鎮圧を行いますと同時に、心配されます火災のことも考えまして、これに対して同時に並行的に警戒の措置をとるといふことは考えられるわけでありまして、かような際におきましては、十分に相互に連絡をとりまして、そしてそれ／＼の分野において使命を果すようにすべきである、こい／＼に考えておるわけでありまして。

○大西(正)委員 消防組織法第二十四条を見ますと「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために、相互に協力をしなければならぬ」とあります。そこで国家非常事態が発生した場合、または非常事態宣言等に該当しなくても、その程度に至らないでも、警察力不足のために他の応援を求めなければならぬ場合を予期して、こい／＼規定があると思ふのであります。が、今日の情勢は相当警察力の不足を告げつゝあると言わねばなりません。先般の朝鮮人の騒擾に際しまして、現に西下中の検事総長が、警察力の強化以外にこれらに対処する方法はないといふことを名古屋で語つておられるのであります。こい／＼事態に対処するために、まず警察自体を強化することが必要でありまして、さしあつて突発事変に対して消防隊の力を借りるということ、今日考えておかなければならぬのではないかと、こい／＼に對して政府は現在、この規定に基いて実際の措置をと

ういふふうになされておるか。この点を伺いたいと思います。

○大橋國務大臣 現在の制度といたしましては、通常の場合におきましては、消防と警察はそれ／＼別個の指揮を受けることに相なっております。従いましてこの間におきましては、一個の指揮によつて全体を統一した行動せしむることはできないわけでありまして、しかしながらこの両方が相互に協力をいたしまして、一体的活動を可能ならしめることは、あらゆる意味におきまして適當なこととございますので、これにつきまして政府といたしまして、国家地方警察並びに国家消防庁におきまして、かような連絡につきまして平素より十分研究をいたしておるようなわけでございます。

○大西(正)委員 平素から研究されておる結果をひとつ公表願いたいと存じます。これは法務總裁御自身からなくとも、ほかの方から御説明願つていただくのであります。

○大橋國務大臣 ただいま政府委員が参つておりませんので、参りましたら政府委員からお答えいたさせます。

○大西(正)委員 次に燈火管制についてであります。九州その他で、二回そういう事例があつたというお話でありましたが、この燈火管制は法的な根拠に基いてやつておられるのかどうか。この点をお聞かせします。

○大橋國務大臣 今回関西及び九州に行われました燈火管制は、軍の命令によつて措置いたしましたものでありまして、その方法といたしましては、一定の区域に供給されます電源を遮断するという方法によつて行つたわけでありまして、しかしながら燈火管制の問題

は、今後におきましても十分に研究を進め、必要な際における措置を迅速的確になすようにする必要があると考へまして、ただいまのところ国家地方警察におきまして、そのようなことを問題として取上げ、研究をいたしておるような次第であります。何分にもこれは軍の方に非常に密接な関係のあるところでございまして、関係筋とも十分に連絡を保ち、その指導を仰がなければならぬ次第でございますから、内容につきましてはまだここで申し上げる段階にまで参つておりません。

○大西(正)委員 それでは次にボツダム政令と普通の政令との関係についてお尋ねいたします。まず第一に、ボツダム政令なるものと普通の政令との一般的な差異とございますか、相違について伺います。

○大橋國務大臣 法規の形式といたしましては、ただ政令でございますが、双方とも同じであります。しかしボツダム政令を制定いたします際には、規定し得る事項が、普通の政令と規定し得る事項と、本来政令として規定し得る事項、すなわち法律の委任により、あるいは法律を施行するために限られた範圍の事項でなければ規定ができませんのであります。しかしボツダム政令におきましては、法律をもつて規定し得べきすべての事項につきまして、現行の法律規定のいかんにかかわらず、必要な規定をいたすことができるように相なつております。

○大西(正)委員 そういたしますと、

憲法に保障されている法律事項、こういうものについてもボツダム政令により得る、こういう御答弁だと思つておりますが、憲法七十三條の第六号に「この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること」とあることがありまして、法律事項についてはこの普通の政令によつて規定することはもちろんできないことだと考へるのであります。そういうように解釈してよろしうございませうか。

○大橋國務大臣 憲法七十三條は、政令を出し得る権能が内閣にあるということを示すものであります。ボツダム政令の第六号の規定によりまして制定されるわけでありまして、しかしながらこれにつきましては特に法律の委任がございまして、法律をもつて規定し得る事項までも規定できるというところに相なつております。

○大西(正)委員 法律による委任といふのはどの点でございませうか。

○大橋國務大臣 政令というものは、今の七十三條第六号にあります通り、法律を実施いたしますために、法律によつて委任されました内容について、定めができることに七十三條第六号によつてなつております。すなわち法律を実施するために必要な事項を政令に規定をいたすことになつております。そうしてボツダム政令はいかなる法律を実施するための政令であるかと申しますと、昭和二十年九月二十日の勅令第五百四十二号でありましたか、これは当時の憲法によりまして法律と同等の効力あるものと認められておるものであります。従いましてこのボツダム宣言の受諾に伴い発する命令

に關する件、昭和二十年勅令第五百四十二号、この法規を実施いたしますために必要がある場合においては、いかなる内容をも規定できる。こういうことに相なつております。その内容といたしましては、該勅令によりまして、「政府ハ「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ連合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ實施スル為テ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ政令ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」

とあるものであります。これによりましてボツダム政令によつて規定し得る内容がきまつておるわけでありまして、○大西(正)委員 従つてボツダム政令として連合國最高司令官の要求に基いてボツダム政令として発するものは、法律事項を越えることができる。こういう御説明だと思つておりますが、それはそれといたしまして、ボツダム政令でないところの普通の政令は、一体法律事項を規定することができるといふか、この点をお聞かせいたしたいと思います。

○大橋國務大臣 一般の政令は日本國憲法第七十三條の第六号によりまして、日本國憲法及び法律の規定を実施するために必要なる定めをするということに相なつております。従いまして法律の規定を実施するための必要事項でありまして、法律を変更することのできないことは、当然七十三條の第六号の解釈から出て来ることと思ひます。

○大西(正)委員 法律を変更することができないのみならず、法律になくても一般の國民の權利義務に關する立法事項といひますか、法律事項といひますか、こういうものを政令で規定することはできないと思ふのであります

が、さうに政府はお考へてございませうか。

○大橋國務大臣 基本的權利義務の制限にわたるといふようなときは、憲法上法律をもつて定むべきものであるといふふうに解せられております。かような事項につきまして、政令をもつて定めをなすのは、ボツダム政令による以外にはないわけでありまして、

○大西(正)委員 そこでお尋ねをいたしたいのでありますが、警察予備隊令はボツダム政令であることは明確であります。この警察予備隊令を施行するための警察予備隊令施行令といふものは、ボツダム政令でないところの普通の政令だと解するのであります。その通りでありますか。

○大橋國務大臣 これは法律と同等の効力のありますところの警察予備隊令の規定を実施いたしますために必要な規定をなしたる事例でございまして、

○大西(正)委員 普通の政令でありますか。

○大橋國務大臣 普通の政令でございまして、

○大西(正)委員 そこで多少疑問が出て来るのでありますが、予備隊令の施行令は、警察予備隊令三条三項及び八条四項に基いてこの政令が制定されておるのであります。この施行令の第十三条によりまして、第十三條の三項には、司法警察職員として職務を行う警察官のうちこれ／＼云々という規定があり、そして同じ第十三條の第二項によりまして、予備隊の警察官が司法警察職員として緊急逮捕ができるというふうな規定が、これに出ておるわ

けであります。一体この緊急逮捕が
できるといふことを、普通の政
令であるこの施行令に委任をして、こ
の施行令によつてさうなことを規定
することができるといふか、この点
をお伺いしたいと思つております。

○大橋國務大臣 ポツダム政令は実質
的に法律と同等の効力があるものであ
りますから、この予備隊令によりまし
て、委任をせられました事項につき
ましては、憲法七十三條第六号により
まして、必要な委任に基いてその範
圍の規定を普通の政令においてなし得
る。かように解釈いたしております。

○大西(正)委員 ポツダム政令が法律
と同等あるいはそれ以上の効力を有す
るからして、それが委任するところの
内閣の出す普通の政令によつてこれを
実施するためあるならば、こういう
規定も国民の権利義務に関する規定
も、規定してよろしいというのであり
ます。

○大橋國務大臣 ポツダム政令があれば
よろしい。こういう解釈をいたしてお
ります。

○大西(正)委員 しかればこの十三條
の第二項が、本来ならば国民の権利義
務に関する法律事項であるということ
は、お認めでありましょうか。

○大橋國務大臣 これは一応やはり立
法事項と解釈するのが適當であると思
いますが、ただこの十三條の第二項に
おきましては、被疑者を逮捕するとい
う逮捕といふことの法律の基礎は、刑
事訴訟法において、すでに犯人または
被疑者を、司法警察職員といふものは
逮捕できる、こういうことになつてお
るわけでありまして、この規定は、新

しく国民の権利義務を制限したものに
あらずして、司法警察官として逮捕で
きるものとして、予備隊の警察官にも
その権限があるのだ、こういうことを
規定したわけでありまして、これは一般
的な国民の権利義務の制限そのものと
いうよりも、他の法律においてすでに
制限せられておるところのその制限規
定によつて、国家のいかなる機関がこ
れに当るかといふことを追加的に定め
た趣旨であります。これは法律上嚴格
に言へば新たな制限とも見られま
すけれども、さうな趣旨の規定である
と私は考へております。

○大西(正)委員 ただいまの御答弁に
よりまして、刑事訴訟法によつて警
察官なるものが国民の権利義務に影
響のあるところの逮捕その他の権限を
持つておる、この十三條はその刑事訴
訟法に基く警察官の内容について、予
備隊の警察官もそれにあたるのだとい
うことを一応規定をし、そうしてその
予備隊の警察官については、一般警察
官よりもその範圍を制限しておるのだ
から、この普通の政令でこういうこと
を規定してもよろしい、こういう御
趣旨のように拝聴したのであります
が、さうだといたしますと、この第二
項を何らか将来政府が必要によつて削
るというふうな場合が発生したとい
つた場合には、予備隊の警察官は全
部普通の警察官と同じように、逮捕そ
の他の刑事訴訟法に規定するところ
の、種々の権限義務が法制的にはでき
る。實際上全部を行つて行かないかは
別問題として、法制上は一応同じよう
にできるのだといふことになるのだと
思いますが、さうでありましょうか。

○大橋國務大臣 この十三條第二項
は、先ほど申し上げました通り、刑事
訴訟法の規定によつて被疑者の逮捕が
できることになつておる。この刑事訴
訟法の規定を実施するために、警察官
の範圍を限定するといふ趣旨の規定で
ございまして、これは個人の権利
義務をすでに刑事訴訟法によつて制限
されておる。その制限規定の実施のた
めの規定であつて、通常の政令ででき
る範圍である、こういうふうには考
へております。従ひましてこの規定を
廃止いたしました場合には、予備隊に
は、警察官はすべて刑事訴訟法の規定
によりまして全員がこの權限を持つも
のであり、この規定はその範圍を限定
いたしましたものである、こういうふう
に考へております。

○大西(正)委員 そういたしますと、
私は非常に重大な問題になると思つて
あります。いわゆる予備隊の警察官
なるものが、普通の警察官と同じよう
に、司法警察官としての全面的な職務
權限を持ち得るということとを一個の政
令によつて定めることができるとい
つたならば、私はこれは非常に重大
な問題になりはしないかと思つてあ
ります。この点はもう少し御研究を
していただきたい。私はかようなこと
は、次にその施行令の十三條によりま
す。第一項では「部内の秩序維持の職
務に従事する者は、左に掲げる犯罪に
ついて司法警察職員として職務を行
う」という規定がございまして、部内
の秩序維持の職務に従事する者は現在
どのくらいの数になるでございませ
うか。またそれをどういふ呼び方で呼
んでおるのでございましょうか。そし
てそれに対してはどういふ教育を行

ておるのでございましょうか。これらに
ついてお尋ねいたします。
○増原政府委員 予備隊の組織編成が
実はまだ現在立案審議中でございま
して、決定いたしておりません。大体
のことは、部内の秩序維持にあたりま
するものは約九百名程度くらいでい
いではあるまいかといふことには
ございまして、そのうち百名足らず
のものについて一応の教育をいたした
ものであります。その教育をいたした
者につきましては、刑法、刑事訴訟法
の教育はまだいたしておらない実情で
あります。現在のところは、司法警
察官を行つたといふことは、予備隊と
してはいたしておりません。一応教育を
受けました者も、部内の規律維持、監
察といふことを今やらしておるとい
う程度であります。将来は刑法、刑事訴
訟法等を教育いたしまして、十三條に
書いてある職務執行に遺憾のないよう
にいたしたいと思つておるわけであ
ります。名称もまだ決定をいたしてお
らないのであります。監察といふふうな
言葉を使つたらどうかといふふうな
一応の案になつております。

○大西(正)委員 そういたしますと、
一般の警察官も予備隊職員に関する犯
罪あるいは予備隊の施設の中における
犯罪、こういうものについて、もち
ろん今日犯罪捜査並びにその他の職務
權限を有しておると思つて、さう
でありましょうか。

○増原政府委員 一般の司法警察官
が、十三條の一項に書いてありますよ
うな事柄についての司法警察權をもち
ろん持つております。これはそれを排
除した趣旨ではございせん。予備隊
の警察官も、司法職務を行つた者はこれ

をやれるというだけでありまして、一
般の司法警察權を排除した趣旨では
ございせん。
○大西(正)委員 私がこの十三條に
ついてお尋ねした点、並びにさきに法
務總裁にお尋ねをいたしました点など
について、これは現在は実施してお
らぬわけでありまして、實際上にはこ
ういふことを現状では実行した事例は
ないのでございまして、ないわけであ
ると思つております。将来におい
て、予備隊の部内の特殊の司法警察職
員と一般の司法警察職員との間の權
限の問題、あるいはまた十三條第二項
による警察官が、予備隊員あるいは予
備隊の施設に關連する犯罪以外の一般
市民に關する犯罪その他の問題につ
いてその權限を行使する際に、一般警察
官との職務權限上の競合上生じますと
ころのいろいろ問題が將來発生する可
能性が多分にあると思つてございま
す。こういう点についてぜひともこの
際十分御研究をお積みになつて、そ
の間に權限争ひを生ずるとか、あるいは
司法捜査を行つたといふことにな
るに、いざこざが生ずるといふこと
ないように、ひとつ御処置を願つてお
きたいと思つております。

次に警察予備隊の警察官につきま
しては、警察官等職務執行法というも
の適用があるものでありましょうか、
ないでございましょうか。
○増原政府委員 警察官等職務執行法
は、予備隊の警察官にも適用があるも
のと解釈いたします。

○大西(正)委員 当然にあるという御
解釈でありましょうか。
○増原政府委員 そうであります。
○大西(正)委員 その理由をお伺い

をやるというだけでありまして、一
般の司法警察權を排除した趣旨では
ございせん。
○大西(正)委員 私がこの十三條に
ついてお尋ねした点、並びにさきに法
務總裁にお尋ねをいたしました点など
について、これは現在は実施してお
らぬわけでありまして、實際上にはこ
ういふことを現状では実行した事例は
ないのでございまして、ないわけであ
ると思つております。将来におい
て、予備隊の部内の特殊の司法警察職
員と一般の司法警察職員との間の權
限の問題、あるいはまた十三條第二項
による警察官が、予備隊員あるいは予
備隊の施設に關連する犯罪以外の一般
市民に關する犯罪その他の問題につ
いてその權限を行使する際に、一般警察
官との職務權限上の競合上生じますと
ころのいろいろ問題が將來発生する可
能性が多分にあると思つてございま
す。こういう点についてぜひともこの
際十分御研究をお積みになつて、そ
の間に權限争ひを生ずるとか、あるいは
司法捜査を行つたといふことにな
るに、いざこざが生ずるといふこと
ないように、ひとつ御処置を願つてお
きたいと思つております。

たします。

○増原政府委員 予備隊の警察官といふのはいわゆる警察官でありまして、予備隊令に基きまして、特殊の定めのないものにつきましては、警察官に関する規定がやはり適用される、かように解釈をしております。

○大西(正)委員 そういたしますと、予備隊の警察官は、職務質問その他の警察官等職務執行法に規定しているすべての権限を有しておる、かようなことになるわけでありませぬ。

○増原政府委員 その点は警察予備隊の警察官といふものは、平素はそうした予備隊令に定められた任務が一般の国家地方警察、あるいは自治体警察の治安維持の力に負い切れない場合に、出動して職務を執行するということを前提として、平素は警察官を執行しないのが建前でありするから、そうした平素の警察官の執行に関する規定は予備隊の警察官には適用はない、これは予備隊令の定めとする根本の任務に従つてそういうふうになつて来ているわけでありませぬ。

○大西(正)委員 そうすると、平素はそういう権限はないのであります。か。○増原政府委員 平素は警察予備隊の警察官は警察官を執行しない建前をとっております。従つてそういうことを行わないということに解釈をいたしております。

○大西(正)委員 普通の警察官だつて休みの日もあるのだし、実際に職務をいつも行つておるわけでありませぬ。しかしそういう権限を常に持つておるわけであると思ふのであります。予備隊の警察官などがいろいろ法制的に一応これが適用されるとすれば、

ば、そういう権限を發動するかしないかは別問題であつて、権限自体は持つておるといふことにはならないでしようか。もしそうならいはずれば、一体いつそういう権限を持つて、いつそういう権限が消滅するのでありましようか。これをお伺いいたしたい。

○増原政府委員 警察予備隊の警察官の任務の上から、そうしたいわゆる出動をする場合が警察官としての任務を執行する場合で、平素は訓練、教育等に専念をしておるといふ建前でありまして、平素の場合にはそういう規定が適用にならないというふうに私もは解釈することが適當と思つております。

○大西(正)委員 いつ発生をしていつ消滅するのですか。

○増原政府委員 総理大臣の命によつて出動するといふとき、その他はこの十三条にありますが、ここに限定された範囲内で行事をする場合といふふうに御解釈を願います。

○大西(正)委員 この警察官等職務執行法といふものは、予備隊が特殊の任務を持つて出動する場合にふさわしいのでありましようか、これで十分でありましようか、不十分でありましようか、どうでありましようか。

○増原政府委員 予備隊の法規関係はまだほんの必要な基本的なものができておる状態でありまして、全面的に法規関係は今いろいろ研究、立案、審議中であります。予備隊の警察官の任務が普通の警察官とは違ひまして、非常に特殊のものであります以上、現在までの職務執行法がそのまま全面的に

事実上適用にならない部面があるわけでありませぬ。現在のものが必要で十分という建前のものではございませぬ。そういうものについては、なおわれわれの方で研究をいたしまして、適當な形のもの、必要であればまとめたたいと考えております。

○大西(正)委員 予備隊は総理大臣の命令によつて、明日にでも出動すべき事態が発生した場合に、その任務を遂行することが現にできるのですか。

○増原政府委員 事実問題で非常に微妙な点であります。現在まだ予備隊は組織編成を完全に終つた段階ではございませぬ。従ひまして、適切な形において出動できる態勢にはまだなつておらないと申し上げる方がよいと思つてます。全然出動できないという態勢ではございませぬ。

○大西(正)委員 今日の状態は、冒頭に法務総裁にお尋ねいたしましたように、われわれ国民としては相当重大な時局であると考えております。また予備隊ができましたにつきましては、先日猪俣委員からお尋ねがありましたように、ポ政令でこれを制定しなければならぬ、非常な急な事態であつたといふ政府の説明であつたのであります。そこで明日にでもあるいは出動しなければならぬ。もちろんこれは訓練を要するものでありますから、訓練期間がある以上、訓練の途上において十分なことではできないにしまして、しかし十分ながらも、その持つておる警察力によつて事態を鎮圧するたために、出動しなければならぬ。これもわからぬのであります。ところが出動はしたのだが、これに対応する法制がなくて、何ら権限がないのかかわ

らず、国民の権利義務を侵害するような事態が発生いたしましたならば、予備隊の出動を要求した事態以上に不祥事が発生をすると思ふのであります。そういう意味におきまして、法制上の整備といふものが、非常に急を要する問題だと私は考へるのであります。これは早急にやつていただかなければならぬ問題だと思ふのであります。この点はどういふふうに考えておられますか。

○増原政府委員 現在出動に関する基本的な、ことに国民の権利義務に関する基本的な問題についての法制は、ごく基本的なものは一応できておると考へております。従つて出動はもろもろ可能なわけでありませぬ、昨日の猪俣委員の御質問にもありましたように、出動した際の指揮権の問題であるとか、国警、自警、予備隊と三者の関連、調整の問題等は、なお研究中に属するわけでありまして、関係法規を急ぎ整備する必要があることは、御意見の通りであります。われわれの方でもその準備を目下鋭意進めておるわけでありませぬ。そうしたものは早く成案を得たい、かように考えておるわけでありませぬ。

○大西(正)委員 先ほど法務総裁もお話の、施行令によつて、十三条第二項以下に規定しているようなことをはたして規定ができるかどうか、私は多大の疑問を持つております。また警察官等職務執行法が、予備隊の警察官にそのまゝいきなり適用ができるかどうかといふことも疑問を持つております。これらの点につきましては、なお質問を留保いたしたいと思ふのであります。

もう一点だけお伺いいたします。予備隊令の第三条の「治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受けて行動するものとする」とありますが、昨日の長官のこの御説明によりますと、大体予備隊の方の御構想としては、国家公安委員会とか、あるいは各地の公安委員会、そういうものの要請などによつて出動する場合と、そうでなくて、内閣総理大臣が命令をして行動する場合があるように承つたのであります。国家公安委員会その他の要請に基いて、総理大臣が命令をするのではなくて、総理大臣自身が独自の立場から、独自の見解で予備隊の行動を起さしめるという場合の具体的な例と必要をお話願いたしたいと思います。

○増原政府委員 昨日の私の答えで申し上げましたように、私の一応の構想とお断りして申し上げたのであります。が、これにつきましては、まだ関係者の研究、話し合いが一致をいたしておりませぬので、はつきりいたした上でお答えを申し上げることが適當だと思ひます。私の構想としては、請求のあつた場合とない場合でも出得という形にすることが必要ではあるまいか。具体的にいかなる場合といふことは、今まだなか／＼申し上げにくい状態でありませぬ。

なおつけ加へまして、先ほど任務執行についての法令解釈について御質問がありました。これは恐縮であります。が、われ／＼の方でさらにいろいろ関係者と話し合いをし、研究する必要も十分認めておりますので、研究の後お答えをするということに御了承願いたしたいと思います。

○大面(正)委員 一応これで打ち切ります。

○押谷委員 関連して……。増原長官にお尋ねをしたいのですが、警察予備隊の京阪神、近畿地方における駐屯の場所、人数がおわかりになりましたらお聞かせ願いたい。

○増原政府委員 警察予備隊の現在おります営舎は、予備隊設置を取急ぎまして、関係方面でもその意向で、設置を急ぐことを非常に強く態度をされた上、関係上、しかも経費等の関係もありまして、現存する建物、それも主として国有の建物で、その営舎を利用することについて経費を要しない——修繕費、模様替え費等は一応いります、建物の取得については、経費を要しないといふのを目標に物色いたしたのであります。また相当部分は連合国軍の使用しておりますもの、あるいはその使用権を確保しておりますもの、非常によくさんあるわけであり、また、従いまして私もが予備隊の目的である警備の観点から考えまして、配置をあんばいするというふうなことが、ほとんどできなかったという事情がありまして、また一部は関係連合国軍の使用確保しておりますものへ入っておりますもので、またこれを返還して他へ営舎を見つけないといふ必要も生じておりました、現在一部移動を行っておりますことに相なっておりますのであります。現在近畿方面では、舞鶴、福知山くらいが最近の移動後においては残る営舎になります。私どもも近畿方面には適当な営舎を見つけてまして、駐屯させたいと考えておりまして、今いろいろその点について物

色中でありまして、どうしても従来の方針で適当なものがないときは、建物を買い上げるなり、あるいは新設をすることも、またやむを得ないのではないかと、今その実施についての考慮を重ねつつあるという実情であります。

○押谷委員 御承知のように、最近兵庫県下あるいは大阪、京都、滋賀県などにおいて、朝鮮人騒動が頻発いたしておりますが、これらの事態にかんがみまして、今内地におります朝鮮人の分布状況は、御承知のように登録朝鮮人のほとんど三分の一以上の者が京阪神のほとんども、いわゆる北朝鮮系に属する。かようなことから、思想的にも日共とのつながりを持つておるようでもありますし、また朝鮮の戦況にも一つの関連を持つておりました、最近御承知のような騒動が頻発いたしておる事情であります、こういう事態にかんがみ、朝鮮人の分布状況からいたしまして、京阪神の治安維持のために、また警察予備隊のかような場合における使命を達成するために、その駐屯営舎といいますが、そういうようなものについて、京阪神に格段の御配慮をいたすべく、いろいろではないかと考えております。最近神戸キャンプ等の計画があると承つておるのではありませんが、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○押谷委員 御配慮をいたしておるようでありまして、事態は相当緊迫し、京阪神住民が非常に関心を深くしている事態にありまして、どうかこの方面につきましても治安維持のために、配備状況について格別の御配慮をお願いいたしまして、私の質問を打ち切ります。

○梨木委員 過般大橋法務総裁に質問いたしまして、その答弁を得たのであります、その間まだ政府側における御答弁に食い違いがあるようでありまして、それから明確を欠いている点がありますので、お伺いしたいのであります。それは過般免職処分を受けたといわれる警察予備隊の隊員の問題であります。これは最初大橋法務総裁は千名弱、こういうことを答えたのであります。ところがその後になりまして、その後調査してみたところが五百名以内になったといふことであります。ところが増原長官は、参議院におきましては、百七十七名だ、こういう御答弁をなさつたといふことであります、この点についてもう少しはつきりとその辺をお答え願いたいと思ひます。

○増原政府委員 答弁がいろいろになつた点は、非常に恐縮であります、初め総裁から千名以内、千名弱といふふうに申し上げましたのは、私どもの資料で、これは各営舎でだん／＼に行つておりました、実は一齊にばたつとやつておらないので、初めにばたした営舎の比率を一応全体にかけて、まあ千名にはならないだろう、千名以内にはとまるだろうという推測を立てましたのを、総裁から最初お答えいただいたのであります。それが最初出ま

した営舎の比率が非常に他に比べて高かつたのであります、私が参議院の方でお答えしましたのは、十二月一日現在で百七十七名と申し上げたのであります。総裁がさらに五百名以内と申し上げましたのも、これもまた推算でありまして、大体五百名を越えることにはあるまいという現在の推定であります、明確な数はまだしめ上げが終つておりませんし、検診の結果もだんだんに判明して来るという段階になつておるのであります。さういふ実情であることを御了承願います。

○梨木委員 そういたしますと、復職するのではありませんから、定められておる給料も支給されるし、それからそのほかに治療費というものも支給されるというように承知してよろしいですか。

○増原政府委員 俸給を支給し、そのほかには共済組合法に基づきまして、医療費を支給する。支給の仕方は共済組合法に定めてあるような措置によつて医療費を支給する、こういうわけでありまして、

○梨木委員 そこで国家公務員の共済組合、これは警察予備隊でもうできておりますか。それをちよつとご答へ願ひたい。

○増原政府委員 共済組合は予備隊につきましては七万五千の、この百の私服については共済組合ができております。七万五千につきましては、共済組合はつくらないで、しかしその措置は共済組合法に準じて行つた。その一つの相違は、共済組合は掛金をいたすわけでありまして、七万五千の予備隊警察官につきましては、掛金を出させないで、何と申しますか、掛金はかけないで、受ける方は共済組合法に準じて受ける、こういうふうな建前になつておるわけでありまして、

○梨木委員 この間大橋法務総裁は、六箇月ないし八箇月治療をして、その間でおられないものはその後措置するといふことではあります、これから治療をいたしまして、その後はどういふような方針でおられますか。そこを伺いたないのであります。

○増原政府委員 ちよつとよく聞き取

れなかつたのですが……。

○梨木委員 六箇月ないし八箇月治療をする。その間治療をしてなおらないものについては、その後どうしようもない措置をされるのか、伺いたいと思います。

○増原政府委員 現在考えております措置として、退職者を再び復職せしめるというのには、俸給を支給するなり、あるいは共済組合法に準ずる医療費をやるために復職させるということであるとして、勤務にはつかせないわけでありまして、専心療養をし得る状態にするために復職させるわけでありまして、大抵八箇月間専心療養してもらつて、その間医療についての便宜をわれ／＼の方で与え、いろ／＼相談にも乗る。自覚症状もない、普通の状態、一向病人とも思えない程度の人たちでありまして、その間に回復をはかるために、予備隊として八箇月間そういうめんどうを見ることにしておりますが、それ以上のめんどうを見ることは困難であるというつもりであります。

○梨木委員 警察予備隊で募集ししから、その後自発的にやめたものや、それから脱走したものが六百名以上あるというふうに参議院でお答えになつたと聞いておりますが、その通りでありますか。それで六百名といひました、その自発的にやめたものと脱走したものと内訳はどういうことになつておりますか。その点伺いたいのです。

○増原政府委員 六百余名は退職者であります。いわゆる自発的にやめたものの数であります。脱走者は、現在私どものところでは正確な数字はとれておりません。退職せしめたものが十二

月一日で百二十名ばかりありますが、この中には熟つて當舎を離れて、帰つて来ないのでやめさせたというものが入つておるわけでありまして。六百余名は自発的退職者であります。

○梨木委員 そうすると、六百余名が自発的にやめたもの、それから強制的にやめさせたものが百二十名、この中には脱走者も含む、こういうことになると七百二十名であります。十二月一日現在までにやめたものは千百名になつておるといふことでありますから、百二十名だとすれば、まだ約四百名ばかりやめたものがあることになりまして、これはどういう人たちでありますか。これはどういう原因でやめたことになつておりますか。

○増原政府委員 これは結核でやめさせたという措置でありましたが、そのものがあります。その他の医学的理由でやめたものもあるわけでありまして、正確な数は退職者は六百二十名ばかりになつております。そのほかは結核、医学的理由、それからいろいろな事由でやめさせたもので、あとの数が全部であります。

○梨木委員 今の御説明ではちよつとよくわからないのでありますが、そういたしましたと六百二十名が自発的にやめた、それからあと退職させたものが百二十名、その他のものは結核その他の医学的理由だ。そうするとこれが、今度の例の検診をいたしました結核なりと診定したものになるのじやないかと、われ／＼外部の者には思われるのです。そうすると百七十七名はこれは確定したものでありますが、やはり五百名ばかりになるのじやありませんか。その点私は了解できないのでありますが、

○増原政府委員 医学的理由という中には多少結核が含まれておる見込みであります。十二月一日の百七十七名というのは一齊検診を始めてからの数でありまして、多少この統計のとり方が統一をとつておりませんので正確ではありませんが、医学的理由の中には結核もある見込みであります。しかしどれだけあるかといふことは今調べておりまして、十二月一日の百七十七名という数は当然ふえておるので、推算としては五百名以内とは思いますが、百七十七名や二百名では済まないといふふうに考えております。

○梨木委員 どうも私は頭が悪いのでつかめないのですが、そうするとこの六百名と百二十名を除いた中でやめたもの、これは結核と医学的理由だ、この分は今度の一齊検診以前にそういう理由があつてやめたものと、こゝういふあいにく承つてよろしいわけなのであります。それともこの中には、今度の一齊検診でやめさせられるものも含んでおるのかどうか。そこを聞きたいのです。

○増原政府委員 十二月一日現在、結核百七十七名とあげてありますのは一齊検診後の数字であります。ですからその前の医学的理由の中に結核でやめたものもあり得る。そういう人々も、結核に関する限りはこの際同様の措置をする。そうしてその数を今正確に當つておるのであります。

○梨木委員 わかりました。そうすると百七十七名はわかりましたが、その前にやめさせられたものでも、結核その他の医学的理由でやめたものについて、これを復職させて、そうして

警察予備隊でめんどうを見る、こゝういふ方針であるということに承知してよろしいわけでありまして。

○増原政府委員 この際の措置は特別の措置として、予備隊自体の問題よりも、広く結核対策という点を考慮した措置でありまして、結核で今までやめたり、やめさせたりしたものを復職させてめんどうを見る、その他の医学的理由によつてやめたものめんどうを見るということとは、今度の趣旨には入つておりません。

○梨木委員 今度の一齊検診の結果やめさせる手続を一旦はとられたのであります。長官といひましては、われ／＼の聞いておるところでは、ほとんど聞かされておらないように聞いておるのであります。その点はどうかなんです。こゝういふ理由でやめさせるということについて、長官は一々承知しておつたのですかどうですか。

○増原政府委員 事務的に多少行き違ひはありましたが、結核の検診は、最初の採用の際には大勢の人を急いでとらざるを得ないという理由のために、厳密な結核検診ができなかつたので、なるべく早い時期にできるやうになれば結核検診をやるといふことについて私どももみな考えておつたのであります。その手続その他について多少遺憾の点がありましたが、一旦退職をさせるといふやうなことになるやうな見で、専心療養をし、早くなおつてまた職務につけてもらふという措置をやつたわけでありまして。

○安部委員 梨木君にお諮りいたしますが、御質疑は午後後に続行すること

にいたしました。この辺で休憩したいと思ひますが、よろしくござりますか。——これにて午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時十九分開議
○安部委員 休憩前に引続き會議を開きます。

警察行政及びこれと関連する国内治安に関する件を議題として質疑を続行いたします。猪俣三君。

○猪俣委員 実は法務總裁と増原長官御列席の上でお尋ねしたいと思ひましたが、中座してしまいました。大体済んだことはむしろ返さぬことにして質問を続行いたします。

先般警察予備隊の教育の問題につきまして質問したのであります。それは警察法の第十四条によつて警察大学校にいうものがある。この警察大学校にいうの教育の諸目的は、いわゆる民衆の警察であるという精神教育にあつて、そのほか警察官としてのいろ／＼の訓練をするという国警長官の答弁があつた。そこでこの予備隊員を、こゝういふ施設があるのだから、その大学校へ入れて訓練をしてはどうか。こゝういふ質問をいたします趣旨は、たとえば司法関係におきましては、司法研修所へ一応試験を通つたものを入れて一定の教育をして、その中から弁護士になる者、或は裁判官になる者、検事になる者が出ておる。これが法曹一元の一つの礎になるというところに多大の効果も及ぼしておると思ふのであります。そこで警察に二つなく、この国家地方警察、あるいは自治体警察、あるいは予備隊というものが、三者一体となつ

を経て来た人たちも多少ある。そういう人たちの感化、影響ということもありましようし、警察予備隊の指導者たちが一步誤りますと、警察予備隊はゆゆしき存在に転化して、日本のいわゆる平和国家の性格さえ一変するような重大な危機をはらんでおる。この意味におきまして、私は強く当局のその点に対する御留意を願いたいと思いますが、これに對しまして法務総裁なり長官なり御意見がございましたら承りたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣　ただいまは猪俣委員から予備隊の教育、特に警察の一翼といたしましての警察予備隊の将来の教育の問題につきまして、きわめて示唆に富んだお示しをいただいたのであります。御趣旨につきましては私どももおおむね同感に存するところでございます。つきましては今後さような点に十分に注意いたしまして、警察予備隊が真に国内治安のために働くべき警察である。決して軍隊ではないというゆえんを精神指導の面においても明らかにいたしたい、かように考える次第であります。

○安部委員長　猪俣委員にお諮りいたしますが、緊急質問に対する答弁のため、法務総裁は本会議に出席されます増原本部長官がお見えになつておりますから……。

○猪俣委員 それでは増原さんに――
今法務総裁から私の趣旨に賛成の答弁
をいただきましたので、この問題につ
きましてはこれで打切ります。

次に今度はこまかい問題になります。が、予備隊本部長官は国家公務員法との関係はどういうことになりますか。あるいは予備隊本部長官以外の幹部も

るいは予備隊員自身というものと国家公務員法あるいは人事院との関係はどういうことに相なりますか。予備隊とそれから予備隊の中には、長官のようないわゆる事務系統と申しますか、警察官にあらざる者と、警察官と、二つあると思うのでありますが、この両者に対して国家公務員法はどういうふうな適用になりますか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○増原政務委員 政令にうたつておられますように、警察予備隊の職員は第八条にございますが、特別職に相なつております。全部が特別職でありまして、国家公務員法上は例外的な扱いをみな受けるようになっております。予備隊の定員は七万五千百人で、そのうち百人がいわゆる制服を着ないセビロの者でありまして、これが予備隊本部の構成をいたします。これも予備隊職員の構成ではありませんが、これは警察官ではない。七万五千人が警察官、しかし陸別職の扱いは一体としての機構を構成する都合上百人を含めまして、特別職の扱いに相なるわけでございます。

○猪俣委員　そうすると、ここに長官の地位というものがあつた場合において安定性を欠くという憂いが出て来るものであります。内閣総理大臣の任免懸断によつてできておるしかも人事院の保護に服しておらない。そうなると同僚がかわるたびに予備隊の長官がかわるというようなことも想定されなければならぬと思つております。こういうことに對してはどういうふうにお考へになりますか。

○増原政府委員 予備隊の職員が不当な措置を受けたという場合には、これは現在立案中でございますが、不当な

待遇を受けたことについての審査を要求する機関をつくる予定に相なつております。しかし人事院關係の身分保障というものは一応ないことに相なつておるわけであります。長官の職はそういう意味では地位上の保障がないわけでありますから、長官の更迭と云うようなことは起り得る問題であるというふうに考へております。

○猪俣委員 不当の待遇を受けた者に對しては救済機關を設けると言われたのでありますが、ただいまのところどういう構想の機關をお設けになる予定でありますか、そしてそれはおもにどのような仕事をすることに相なるのであらうか。そしてその點を願ひたい。

○増原政府委員 最終のものではありませんが、仮称公正委員会というより、なもので、委員組織で、この委員に不當な待遇を受けたと思う職員が提訴する。これに対して大体の構想はこれを弁護、擁護するものを設けまして、その申立てを聞いて公正委員会に裁定をする。長官はその裁定に従う。たとえば退職をさせたその理由が不当

であるという。公正委員会の探
があれば、その退職を取消して現状回
復をする責務を長官が負うというふ
な大体の構想であります。

○猪俣委員 それからなお一点お聞
いたしますが、これもあなたとしては
ちよつと答弁ができにくいかと思ひ
ますが、しかしそういうことはやはり明
係の人たちと構想を練らなければな
ぬと思うのであります。消防組織法
二十四条によりますと、国家非常事

の宣言のあつた場合には消防隊なる
の、およそ二百万人の人間が警察
協力するような規定がある。そこで

れは警察法の警察との連関は明らかに
なっておりますが、予備隊との関係が
ない。そこで消防組織法二十四条にお
ける、この消防隊の活動する場合にお
いて予備隊とどういう関係に立つか。
御承知の通り警察法によれば、消防隊
は市町村長の指揮下に入る。それで国
家警察、自治体警察の協力者に相なる
のであるが、予備隊が出動した場合
に、この予備隊と消防隊を何人が、運
営するのであるか。さようなことにつ
いて御構想がありましたら、お漏らし
願いたいと思います。

○増原政府委員　消防との関係は昨日、猪俣委員の御質問になりました予備隊の出動する際の国家地方警察、自治体の警察等との連繫の問題とあわせて考察すべき問題でございます。まだ成案を得ておりませんが、現在のところは国警長官と消防長官との申合せによりまして、両者が協同の動作をとり、指揮は国警側でとるようになっておると承っております。そうした点にとらみ合はせまして、国警、自治警との連繫を考へます際に、指揮の問題その他を解

決したい。かように考えておられます。
○安部委員長　ほかに御質疑ありませんか。――なければ本件については今日はこの程度にいたします。

○安部委員長　この際お知らせをいたします。当委員会において予備審査中の訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び予備審査の職権の特例等に関する法律案が、今日参議院一部を改正する法律案が、今日参議院

ら送付されました。しかし本付託になりませんでした。それで訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を

正する法律案及び判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

なおこの際お諮りいたしておきますが、本日議題の法律案に関して最高裁判所より出席説明の要求があります場合には、国会法第七十二条第二項の規定によりこれを随時許すことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○安部委員長 御異議なければ、さよう
うとりはからうことにいたします。
両案について質疑に入ります。質疑
の通告があります。これを許します。
田万廣文君。

○田方委員 判事補の職權の特例等
に關する法律の一部を改正する法律案
に對して政府委員に二、三の点を質疑
いたしたいと思ひます。裁判所は一面
において判事の報酬ということにつき
ましては、非常に高い評價をいたして
強くこれを主張いたしておるのであり
ますが、他面におきましては、判事補
の勤務年限、すなわち十年という法定
年數を推算することにあたりまして
は、きわめて低い見解を持つておる
と思ふのであります。これは人事行政
上からいってきわめて矛盾した見解

政府委員から承りたすかと思ひます。
○野木政府委員 裁判官の一番典型なものと申しましようかい。ゆる判につきましては判事補を十年やらねえ一人前の判事として職権の行使はでないといふことになつておりますが、この判事補の職権の特例等に関する律におきまして、五年判事補その他律で定める職にあつた場合には当分

間暫定的に判事と同じような職務をとれるということになつておるわけでありますが、それは経過的措置であります。何分判事の資格に該当するような人を、今のうちに全部充員して五年はできませんので、判事補として五年たつた者等につきましては、やむを得ず判事としての職務をとらせようということでありまして、これはいわば経過的のやむを得ない措置としてこういう手段を講じておる次第でございます。

○田万委員 私がここで聞きたいのは、そういう点ではなくして、むしろ裁判官の任用を考慮するにあつては、本質的に考慮せなければいけない問題が相当少くないと思うのです。この点について年限の点もさることながら、結局電波監理委員会の審理官、あるいは特許庁の審判官というような人は、いわゆる民事訴訟法あるいは刑事訴訟法というふうな、専門的な手続法にわたるの運用に当つては、ずぶのしろうとだと私は言わざるを得ない。本案は事件の促進化という点からも提案されておると思うのでありますけれども、もちろんそういう点から考えたならば事件の促進でなくして、事件に経験のない、能力のない人間が事件を担当する場合には、また本質的にいつて裁判官としての十分な素質のない人間が、ただ年限だけしかるべきところで、しかも實際上の面に担当しておらない人たちが裁判官になるということになつて来たならば、迷惑するのは非常に大きなものがあると思う。その他本質的にいつても、この案については私どもは多分に疑念を持つておる。そういう

点について、政府委員の方においては、
実際問題としてこれは適切であるかど
うかということについての見解を聞き
たい。

○野木政府委員 この法案につきまして、年限通算がされますのは、その前提といひまして、旧裁判所構成法による判事または検事たるの資格を有した者、または司法修習生の修習を終えた者、こういう前提がありまして、こういう資格を持った者が、ただいま御質問のような職務についた場合には、その年限を通算するというのがまず第一の考えであります。

しからは御指摘の特許庁の審判官等はどうかとうという点でございますが、この点は実は旧裁判所構成法と申しましようか、すでに現在におきまして、この判事補の職権の特例等に関する法律それ自体におきまして、これと同じ内容のものがすでに年限を通算されておるわけであります。すなわちそれは「特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官」云々という名称のもとにおいて、すでに通算されておるわけでありまして、これが官庁の機構改革によりまして名称がかわりましたので、今度は新しい名称の分をここに挿入したものでございます。しこうして特許庁の審判官等には、従前も裁判官たる資格を有する者、ある程度裁判事務に携わつた者が行つて、これらの事件に関する審判事務を取扱つた実例もあり、また現在お手元に差上げてあります資料にありますように、審判部定員三十名、現在三十二名中一名だけ今度の法案に該当するものがある次第であります。この点は現在の判事補の職権特例

等に関する法律のわく内で考えますならば、いろいろ権衡上單に法文の整理という程度に、あるいはとどまるのではないかと存せられる次第であります。

次に實際的に新しいのは電波監理委員会の審理官でございますが、これは今度新しく挿入したものでございます。この電波監理委員会の審理官というものの職務を申し上げますと、この審理官は電波監理委員会の処分に關する異議の申立てを、第一審裁判所に進ずるような手続において審理しまし

て、審理の結果意見書を電波管理委員会に提出されるのであります。電波監理委員会は異議の申立てに対する決定権を有しておりますのでありますが、その決定は審理官の審理の調書及び審理官の意見書に基いて行うというふうになつております。しこうして電波監理委員会のこの処分に対する訴えは東京高等裁判所の専属管轄とされており、その事実認定については、ある程度裁判所を拘束すると申しましようか、ある程度裁判所の認定をも強い影響を与える、そういうような構成になつておるわけであります。しこうしてこの電波監理委員会の審理官の制度は、アメリカに発達しております制度を模範にしてつくられたもののようでありまして、アメリカの方は、法におきましてはこの審理官は、ほとんどやはりローヤルの資格のある者が審理官に当つておりまして、その手続なども裁判官の訴訟手続と同じようにやつておる。ところがわが国におきましては、一応それを模範としたものの、まだそこまで行つておりませんで、審理官は司法修習生の修習を終えたものでなければな

らない。弁護士資格を有する者でなければならぬ」という規定は、ごさいま
せんが、理想としてはなるべくそ
う人をもつて当てるのが適切である。
そういうような職務になつておるわけ
であります。従ひましてこの審理官と
いうものは、現在判事補の職權特例等
に関する法律で認められております他
の職と比べてみまして、決して裁判官
の任用資格、年限を通算するについて、
より劣つておる。むしろそれ以上であ
るといつてもいいくらいではないかと
存する次第であります。

○田万委員 いろいろ詳しいお話を承つたのでありますが、私どもは今申し上げましたように、納得行かぬ点がある。たとえば今お話のございました電波監理の審理官、この方が異議の申立てを受けた場合に、これを審理しているいろいろな手続をなさるそうでありますか、その手続においてはよく似ておるかもしれませんが、実質的に刑事訴訟法、あるいは民事訴訟法というふうなむずかしい手続を適用して、人権に重大なる関係を持つておる、その裁判をする人間の適格性は、必ずしも手続上においてよく似た組織をやつておるから、ただちに似た裁判官としての、あるいは判事補としての適格性があるというふうな答えは出て来ないと思う。アメリカの話もございましたが、私はアメリカのことは知りませんが、アメリカにおいてこういうような問題がやはり取扱われておると聞きますが、実質的に見て、アメリカの制度をすべて現在の日本の状態に持つて来て適用するということは、大きな誤りがたくさん出て来ておる。何でもかでもアメリカのやつておる通りに日本がやれば

成功するというような簡単なものではないのであつて、現在の日本の能力的な立場から考へた場合に、これは時期尚早だといわざるを得ないと思う。ただ年限を推算するという簡単な問題でなくして、ほんとうに裁判官たるに適した修習を終えた期間と、あるいは技術家の特別な知識経験というものを生かした二年の経験というものは、同じ二年といつても本質的に違ふ。私どもはこの点からいつて、あなたの御説明ではとうてい納得が行かぬ。私だけでなくして、相当他の委員の方においても御疑念があると思うのであります。もつとわかりやすいように説明できますが、また電波監理委員会の審理官あるいは特許庁の審判官というような特殊な人をこゝへ持つて来たということについては、本案の構成について、何か裏面において特殊な事情があるのですか。

○野木政府委員　たとえば電波監理委員會で無線局の免許の取消しというような処分をしようとするときには、聴聞手続をするわけであります。そのときには取消される者の権利も非常に重大な関係ございまして、しかもその手続はこの電波監理委員會の規則で定められることになっておるわけでありますが、これが訴訟手続に準ずる手続でもつてやられる。しかも審理官はその職務を行うにつきましては一種独立の立場で行うわけでありまして、司法修習生の修習を終えた者あるいは裁判官であつた資格のある者がこの職につきます場合には、現在そういう者がたとえは法務府事務官その他の職についておる場合と比べてみまして、通算しても權衡を失するものでない、そういう

さらに考えた次第であります。

なお電波監理委員会の審理官を特に加えた理由は、電波監理委員会がわが国では比較的新しい制度である審理官の制度を設けて、しかもこゝでやつた処分は一番が省略された形になりまして、東京高等裁判所に行くわけでありまして、この審理官の仕事というものは非常に大事な仕事になるわけでありまして、こういう者には今法律の制度としてはつきりと確立しておりませんが、できるならば弁護士資格を有するよう人が当れば、国民の権利義務の保障という点から見て一番適正ではないかと存する次第であります。そうして弁護士資格を有するためには、今後司法修習生の修習を終えた者という資格が必要でありますから、そういう資格を得た者からここに迎えるように、そのためには少くとも資格について年限の通算でもしておいた方がそういう人を迎えるためにもよいのではないかと、しかも迎えてこの職についた以上、他の年限を通算される職と比べて、この職が年限通算について一層不適正だというように考えられない。そういうようなことでこれを入れた次第であります。

○田万委員 これはいくらかやかましく言つても見解の相違で、私どもはそういう御説明では納得行かない。この点をお尋ねいたしておきますが、特にこの臨時国会で急いで審理をしなければならぬという理由がどこにあるのかという点、もう一つは通常国会に審理を継続して行くことについてはどう御意見でありますか。

○野木政府委員 実は電波監理委員会が発足してさつそく審理官の制度ができて、その人が従事しなければならぬという関係にありまして、電波監理委員会の審理官はたゞいま申し上げたようなものであるから、この年限通算のところに一項を加えてもらいたいというような要望がございましたので、実はこの法案はこの前の国会に提案したいということで準備したわけでありましたが、当時今期の関係等で提案ができませんでした、今度はすつかり準備ができておりましたので提案したわけでございます。

○田万委員 今のお話によるとこの前の国会で準備しておつたが、何らかの都合で提案できなかったというやうなお話であります、それほど急をいれた法案であるならば、なぜ今期末四日前くらいのこの臨時国会に突如としてこういう法案を出したのであります、か、むしろ私も委員の立場から考えたら、むしろ法務委員会というやうな委員会の審議権をあまり軽く見ておるのではないかと、こう思うのですが、どういふふうに御答弁になりますか。

○野木政府委員 この法案は参議院先議になりまして、その関係上こちらにまわるのがあるいは今日になつたのかも存じますが、内容といたしましては今までの判事補職の特例というわけに大なる問題を含んでおるものとも考えられますので、今度の臨時国会にお願ひしたわけでございます。

○田万委員 本委員会におきましては、特殊の法案を除いては、こんな短かい期間に提出せられた前例はないと聞いております。本案の内容について

はいろいろ問題があるのみならず、今後において法案提出については相当審議の期間が十分にある程度内において提出せられんことを望みます。

○野木政府委員 ただいまの御意見の点はよく承知いたしました。

○田万委員 私の質問はこれで終ります。

○安部委員長 上村進君。

○上村委員 梨木君のかわりをやるわけですが、簡単です。今提案なされた法律によりまして、さしむき対象となつておる員数、つまり第二条の「技術院参技官」、これがどのくらいあるわけですか。それから第三条の各種審判長、参技官、委員、監理委員というやうなものが一体總計何名くらいあるか、これをひとつお知らせ願ひたい。

○野木政府委員 たとえば特許庁審判官の定員はその表にございせんが、定員三十名で現在員は二十二名でございまして、そのうちこの判事補の職の特例等に関する法律で年限を通算し、資格を有する者、すなわち裁判所構成法による判事または検事たる資格を有する者は、現在一名おるわけでございます。審判官の定員三十名を全部裁判官の資格ある者で埋めようという考えは、特許庁も持つていないものと思つております。

○上村委員 ほかの方のことも知りたいたのですが、何か資料を出してもらえませんか。

○安部委員長 それではこの程度で暫時休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後四時四分開議

○安部委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

本日裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が付託となりましたので、日程を追加し、阿案を一括議題といたしまして、政府から提案理由を聴取するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

では政府から提案理由の説明を聴取いたします。法務総裁大橋武夫君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「三万円」を「三万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

判	区 分		報酬月額
	最高裁判所長官	最高裁判所判事	
一	号	号	三〇,〇〇〇円
二	号	号	二八,〇〇〇円
三	号	号	二六,〇〇〇円
四	号	号	二四,〇〇〇円
五	号	号	二二,〇〇〇円

判	区 分		報酬月額
	最高裁判所長官	最高裁判所判事	
一	号	号	三〇,〇〇〇円
二	号	号	二八,〇〇〇円
三	号	号	二六,〇〇〇円
四	号	号	二四,〇〇〇円
五	号	号	二二,〇〇〇円
六	号	号	二〇,〇〇〇円
七	号	号	一八,〇〇〇円
八	号	号	一六,〇〇〇円

附 則
この法律は昭和二十六年一月一日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二万四千円」を「三万七千円」に、「二万五千三百七十七円」を「二万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

検 事 長	俸給月額
一	二八,〇〇〇円

次 長 検 事	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	検 事												副 検 事			
			一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	一 号	二 号	三 号	四 号
	四〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一六,〇〇〇円	一四,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円

附 則
この法律は昭和二十六年一月一日から施行する。
○大橋国務大臣 ただいま議題と相なりました裁判官の報酬等に関する法律

の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。

最近におきます生計費、また民間の賃金その他の事情の変動にかんがみまして、政府は一般職の国家公務員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、現に御審議を仰いでおりますことは御承知の通りであります。そこで裁判官及び検察官につきましても、一般の国家公務員の例にならぬその給与を改善する必要があると認めますので、この両法律案を提出いたしました次第でございます。

この両法律案は、右の趣旨に従いそれぞれ各法律の別表を改正いたしますとともに、裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び検察官の俸給等に関する法律第九条に定める報酬または俸給の月額を改正しようとするものであります。この両案による改正後の別表及び右各条に定める報酬または俸給の各月額を現行の別表及び右各条に定める報酬または俸給の各月額と比較いたしますと、その増加比率は、おおむね一般の国家公務員のこれに対応する俸給月額の増加比率と同様と相なっておりますのでございます。

以上簡単であります。この両法律案について提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議をお願いいたします。

○安部委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。ただちに同案について質疑に入ります。質疑は通告順によつて許します。田嶋好文君。

○田嶋委員 私は政府と申し上げます

よりも、むしろ裁判所から出席されております事務局の方にお尋ねいたしましたと思います。

今回裁判官の報酬が一般公務員と同じようにスライドされて上つたのであります。これは私たち法務委員会の審議に当るものではないとして、非常な適切なものでありまして、政府の処置に對して今日その時宜を得たものであると考えておるのであります。最近裁判所の予算面に対していろいろ／＼とむきをするものがありまして、裁判所は行政並びに立法府から独立した司法権の立場から、その予算の運営というものが政府の干渉を受けないというようになっておりますところの立場から、とかく裁判所の予算の要求額がどうも乱雑になり、またこの予算の執行方法がとかく日本の国情に沿わないような行き方をしておるのじやないかというように言われておるのであります。この点は裁判所もおそらくお耳に入つておることでありまして、私も、私たち委員会としていたしても、これは相當な関心を持つておるものであります。そうした問題に對して裁判所はいかようなお考えを持つておられるか。そしてもしそうした面であつて、火のいらないところを煙というやうなことは、言い過ぎかも知れませんが、そうした言葉をもちても、世間で言われるとすれば、私たち考えなくちやならないと思ひますが、その点に對しまして、裁判所側の御答弁を、この法案を通すに先だちましてお伺いをいたしたいと思ひます。

○吉田最高裁判所説明員 便宜私からお答えいたしますが、裁判所の予算の

計上及び実行について、ことに行政官庁よりもずさんではないかというやうな御趣旨のようでございますが、予算の計上につきましては、特に裁判所が行政官庁よりも異つた取扱ひを受けていることはございません。ことに大蔵省の予算當局といたしましては、各省とのバランスということも非常に尊重しておりまして、常に各省と不均衡にならないか、そういうことを始終注意しながら予算を組んでおりますので、そういう点は予算の計上につきましては、特に裁判所が甘いような点があるやうなこともまたないと思ひつております。

それから予算の実行につきまして、これは全部大蔵大臣の管轄を受けまして、すべて財政法、會計法、その下にある政令の規定に従つて予算の実行をいたさなければなりません。それについてもすべて國務大臣の／＼／＼な制約を受けてやつておるわけでございます。ことに會計検査院からは、実行については特に會計法の立場から厳重な検査を受けてやつておりますので、私の方といたしましては、特に実行の面において、ずさんというやうなこともないと思ひ信じておるわけでございます。

○田嶋(好)委員 実は私今お尋ねをいたしました点は、これは裁判所の側としてはむづかしい措置でございますし、うが、今の國家の現状から申すのであります。今の國家といたしましては、申すまでもなくわれ／＼はある程度以上の耐乏をしなければならぬ。裁判所は新憲法になつて、まづた行政府、立法府から独立した關係になり、その裁判所の独立した立場から威信を保つ

というやうな意味で、いろいろ／＼な行政府から考へると不当ではないかとまでいわれるところの設備等が出ておる。これらの点に對しましては、やはり裁判所の独立した、司法権の独立という立場から威信を保つて行くというその氣持、そしてそれが過渡期にあるものである立場、これは私たちよくのみにめるのであります。やはり裁判所も國家を離れての裁判所ではないのでありますから、それらの点に對しまして、十分なる自衛と十分なる方法、処置を講ずるにいたすのであります。次にもう一点御質問いたしますが、今度の俸給増給、これは先ほど申し上げましたように、私たちは喜ばしいものと思つておるものでございます。しかしこれを運営するに當りましては、これは相當に考へなければならぬと思ひます。とにかくこの予算面を中心にして、その優遇に基くところの給料の支給に當りましては、裁判所内部でそれが運営できるのではありません。たとへば従来の判事の一級でございますが、判事の一級に對して他の俸給を一級に引き寄せるならば、そこに非常な予算の運営いかんによつては優遇法案が生れるのであります。しかしそうすること、これは裁判所内部はいいのでございますが、國家全体の財政から考へますと、非常にふつり合ひが生れるというところでございます。この点は相當警戒しなければならぬ点でございます。従来から非難をせられたのでございますが、この点に對して、今度の改正規定が実施せられた後、裁判所はどういうやうに御対処せられるお

つもりでありますか。

○鈴木最高裁判所説明員 今度の法律案が通過、成立いたしますと、その対等の方法でスライドをするのであります。これは俸給がスライドをするときには、もちろん下にスライドさせるということはできませんから、これは動かしがたいところであります。しかしその後には従来の方針を無視して、あるいは他の行政官庁の俸給の上昇というようなこととあまり懸隔を置いて、裁判所がひとりでお手盛りで昇進をさせるというのには、従来ももちろん控えておりましたところでありましたが、今度はそういうようなことはもちろんいたさないつもりであります。大体たまたま裁判所の職員の昇級、ことに裁判官の昇級が、一般の行政官に比して早過ぎるというような御議論もございませうけれども、それはたとえ非常に成績の優秀な者がある場合に按察をいたすという特別な例を、他の行政官、ことに学校を出まして、同じ年限を経たものと比べれば多少の非難も受けるような特異な例外はありますけれども、御承知のように裁判官の在職年数というものは、平均率でことに判事の場合には非常に多いのであります。三号、二号、一号等を給しておる者は、少くとも二十年、あるいは多い者になれば四十年近くの方が、それらの号俸の間にはさまれておるのであります。そういう点もごらんしやすくしてお考えくだされば、裁判所のみが特に早く昇進をしておるといふようなことは全体的にお考えくださったならば言えないと思います。もちろんこの改正法案が通過いたしました場合に、裁判所はそういう一部の非難

があることは、もちろん常に念頭において、この法律を実施したいと思っております。

○田嶋(好)委員 私の質問はこれで終わります。

○安部委員長 石井(繁)君。

○石井委員 せっかくの努力で法案が大体おくれの期待通りにできた関係で、ごく簡単に一、二の点をただしておきたいと思ひます。

第一点は法務総裁に御質問並びに御警告というような形になるのであります。この裁判官の報酬等に関する法律ができてから、一般の賃金ベースが改訂になるときにございましては、いつも裁判所側並びに内閣が特に大蔵省側とトラブルが起りました。法務委員会あるいは各方面等というところと折衝して最後にまとめるというようにな形が現われるのであります。今後におきましてはこの検査官に對しまして、裁判官の報酬をスライド・アップするときにございましては、一応の基本の法律ができておるのでありますから、よく法務総裁が裁判所と連絡をとりました。今回のこのことのないように、事前において円滑に法案が仕上るようになしたいと思ひます。法務総裁は、いかにしてこの精神に従つて法案を立案することができると、という点を中心にして検討して参つた次第であります。今後におきましては本改正案の提案にあたりとられたごとき方針によつて、今後とも審議いたしたい、そのように考えておるわけであります。

○石井委員 大体におきまして、今後の努力を待ちたいと思ひます。特にこの法律のスライド・アップの点、裁判官の報酬の点あるいは検査官の俸給の点、本法案をつくるときから大蔵省側におきましては、相当に反対の意向があつたのであります。今後におきましてもなるべくこの点については大蔵省は何らかの形においてけちをつけた、こゝういふふうな意向が現われようとするのであります。法務総裁といたしましてはよく御注意をいたしましたかと思ひます。

それから一点お尋ねいたしますが、今度の補正予算におきましては、この増額によりまして、原案からみますと、この前に現われたところの大蔵省側の原案というやうな立場と今後のを比べまして、補正予算がある意味において増加しなければならぬのに、補正予算は少し動かないので、こゝういふ形になつておるのであります。そこで補正予算のわく内においてこの増額がまがなわれるというやうな形になると、何か補正予算においてあるいはこの俸給あるいは報酬の支払い等においていふとむりが行くのではなからうかと思ひますが、その間の処置あるいは取扱いは、法務庁と

し、あるいは最高裁判所としてはどう処置される意向であるか、承つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 補正予算提出の際におきましては、裁判官及び検査官の報酬または俸給をどの程度増額するかという点について具体的検討をいたす前に、これを決定いたしました関係上、あるいは今回の改正案を実施するにあたりましては多少予算上きゆうくつがあることと想像いたします。しかしながら計算をいたしてみますと、多少運用にきゆうくつをいたしますならば、十分に経理し、得るといふことが明らかになりましたので、この法案を急遽提出することに相なつたのであります。

「委員長退席、田嶋(好)委員長代理席」

○五鬼上最高裁判所説明員 裁判所の方もたまたま法務総裁の答弁と同様に、従来の予算によつて、たとえば欠員の人員費というやうなものをこれに充ててまかなうことができるかと考えております。

○石井委員 最後に一点、今度こゝういふふにして何とかそれがやり繰りできるものであつては……。

○田嶋(好)委員長代理 石井さん、時間がありますから……。

○石井委員 二十六年年度の予算において何とかなるのではないかと、こゝういふ、今度の賃金のアップをした線に沿わないで二十六年年度の予算が組まれるというやうなことになるかと、三箇月であるから何とかむりができると思ひますが、今後十二箇月予算においてはどうなるかはできまいと思ひます。これらについて、二十

六年度予算においてむりが行かないやうに、法務総裁においてもあるいは事務当局においても最高裁判所においても、手続に最善の努力を尽していただければいかぬと思ひます。それらの点について手抜かりなくやつていただけるやうに大蔵省と折衝がし、質問を終わりたいと思ひます。

○大橋國務大臣 便宜私からお答え申し上げますが、検査官並びに最高裁判所の予算を検討いたしますと、来年度のたまたま大体考えております予算額をもちまして経理できる見込みでございます。

○押谷委員 この際動議を提出いたします。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑をこの程度で終局し、討論省略の上ただちに採決に入れられんことを望みます。

○田嶋(好)委員長代理 ただいま押谷君から動議が出ましたが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○田嶋(好)委員長代理 御異議ないものと認めます。では同法案を一括いたしまして採決に入ります。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

「総員起立」

○田嶋(好)委員長代理 起立総員。よつて同案は原案の通り可決いたしました。この際お諮りいたします。可決され

ました同案について、委員会の作成に
ついては委員長に御一任願いたいと思
います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田嶋(好)委員長代理 異議なしと認
めます。

では暫時休憩いたします。

午後四時二十七分休憩

午後五時一分開議

○安部委員長 休憩前に引続き会議を
開きます。

次に請願の審査をいたします。請願
の審査は、紹介議員のお見えになつて
いる請願については、その紹介説明を
聴取し、お見えになつていない請願に
つきましては、かわつて事務当局の方
で文書表を朗読いたします。なお審査
にあつて同趣旨のものについてはこ
れを一括議題といたします。議題とな
りました請願については、その都度関
係当局より意見を聴取することにいた
します。各請願に対する委員会の態度
の決定については、一応請願全部の審
査を終了した後にこれを行いたいと思
います。さよう御了承願います。

では日程第一を議題といたします。

日程第一、国民指紋法制定の請願、第
三十一号。説明を求めます。

〔調査員朗読〕

国民指紋法制定の請願

請願者 和歌山県新宮市新宮三
十一番地早川 憲次郎

紹介議員 世耕弘一君。

本請願の要旨は、人の指紋は、終世不
変であり、万人相同じからずという
科学的根拠を、指紋による個人識別法
は、操作簡易、処理迅速、結果正確、経
費また低廉であり、指紋は有力なる証

拠となり、刑事上、民事においても裁
判の結果に公正を保ち、増加せる諸種
の犯罪に對し、すみやかなる検挙に役
立つのみならず、指紋法を応用し、確
実に犯罪捜査の根拠を科学的に立証し
得ることは、一般防犯、特に青少年の
防犯に精神的予防の實をあげせしめる
ものである。かかる理由により、全国
民の指紋を強制的に採取し、これを保
有して随時活用せしめるため、国民指
紋法を制定されるときに、その施行
方法としては、就学期に達した児童の
小学校入学時に施行し、全国民への施
行はまず全学生より始められたいとい
うのである。

○安部委員長 関係当局の御意見を聴
取いたします。

○高木政府委員 この請願の趣旨はま
ことにものとであると考へられます
が、指紋を個人識別法として取上
げ、従来のように刑事政策的な面はか
りでなく、その他のすべての場合にも
あわせて活用できるようにするため
に、広く一般国民を対象とするため
は、戸籍などと同じように取扱ふ必要
もあると考へられ、その実施の方法等
については、さらに慎重に研究し、そ
の上で関係の各方面とも協議し、将
来における立法上の措置等、趣旨のある
ところを十分尊重して行きたいと思
います。さよう御了承願います。

○安部委員長 次に日程第五、鳴門市
に簡易裁判所並びに区検察庁設置の請
願、日程第七、福島町に簡易裁判所及
び検察庁設置の請願を一括議題といた
しまして、紹介議員の趣旨説明を求め
ます。田中不破三君。

○田中不破三君 本請願は宮崎県南那
珂郡福島町町議會議長鎌田勇三君の提
出にかかるとのことでありまして、その
趣旨は宮崎県南那珂郡福島町に簡易裁
判所並びに検察庁の設置を請願いたし
ているものでございます。その理由とい
たしますところは、簡易裁判所並び
に検察庁設置方については、昨年四月
郡南部五箇町村長議長名をもつて詳細
なるいろいろの資料をそろえまして、
各関係向きに陳情いたしましたところ
ろ、直接の関係当局者によつて数次に
わたる綿密なる実地調査が遂げられ、
地理的には申すまでもなく、その他の
実情に加ふるに特に地元協力的熱意
等と相まちまして、設置候補地として
最も条件に適するものと結論づけられ
たやに仄聞いたしておるのであります。
右のような次第を御覧賜りまして、
簡易裁判所並びに検察庁設置に
つき、特別の御高配を賜りたく、住
民の総意を体して町議會議場一致の
決議をもつて請願をいたすという趣旨
でございます。何とぞよろしく御採
択のほどをお願いいたします。

○安部委員長 日程第五に關しまして
は、調査員より説明を求めます。

〔調査員朗読〕

鳴門市に簡易裁判所及び区検察庁設置
の請願

請願者 鳴門市議會議長 田淵
清一郎外一名

紹介議員 眞鍋勝君

本請願の要旨は、鳴門市は観光、産
業都市として整備され、四国の東門と
してその発展を期待され、市内には官
公庁、学校等多く集つてゐる。現在徳
島市にある徳島簡易裁判所は、徳島
市、鳴門市、板野郡、勝浦郡、名東
郡、名西郡の二市四郡總人口三十九万
を管轄し、取扱ひ事件数も徳島地方裁
判所管内の他の簡易裁判所のそれをは
るかに突破し、四倍ないし十倍に達
し、事件は副審、一日の開廷事件を
多とし、開廷時間を長時間必要とし、
遠方の者に時間と冗費を負担させてい
る。明治三十五年から大正二年までは
撫養区裁判所が開設されてゐたことも
あるから、元撫養区裁判所現在徳島地
方法務局鳴門出張所に、鳴門簡易裁判
所並びに区検察庁を設置されたいとい
うのである。

○安部委員長 政府側の意見を聴取
いたします。

○高木政府委員 ただ今お申し述べに
なりました宮崎県南那珂郡福島町に簡
易裁判所及び区検察庁設置方請願の御
趣旨は十分了解いたしました。

簡易裁判所及び区検察庁は、現在全
国に五百六十五箇所がそれ〴〵設置さ
れておるのであります。この裁判所
及び検察庁は直接社会の秩序維持に当
る第一線の機関でありまして、国民の
利害に關係するところが非常に多いの
にかかわらず、その数が十分でありま
せんので、全国各地からその増設方に
つき陳情または請願のありましたもの
は数十箇所にとどまらぬのであります。
て、財政上の關係等からその設置は思
うにまかせない現状にあるのでありま
す。今回御請願になりました福島町に
簡易裁判所及び検察庁設置の件は、調
査の結果相当設置の必要性を認められ
るのであります。が、国家の財政事情や
他地方との均衡の問題もありまして
で、なお十分考慮してなるべく御希望
に沿うように努力いたしたいと存する
次第でございます。

○内閣最高裁判所説明員 最高裁判所
におきましては、ただいま政府委員か
ら申し上げましたと同様御請願の趣旨
は十分承知いたしました。政府委員の
申し述べましたと同様、最高裁判所
におきましてはその設置に努力いたし
たいと考へております。

○安部委員長 日程第二、宇佐簡易裁
判所を権限乙号支部に昇格の請願、及
びそれと反対趣旨の日程第一〇、宇佐
簡易裁判所を権限乙号支部昇格反対の
請願を一括議題といたします。説明を
願います。

〔調査員朗読〕

宇佐簡易裁判所を権限乙号支部に昇格
の請願

請願者 大分県宇佐郡四日市町
長 池田徳之助外三十

なおただいまお申し述べになりました
鳴門市に簡易裁判所及び区検察庁設
置方請願の御趣旨は十分了解いたしま
した。簡易裁判所及び区検察庁は直接
社会の秩序維持に任ずる第一線の裁判
所と検察庁でありまして、国民の利害
に關係するところが非常に多いので、
政府といたしましてはできるだけ多く
の土地にこれを設置いたすべく努力
いたしておるのであります。が、財政の関
係からその実現は思うにまかせない状
態にあるのであります。鳴門市に簡易
裁判所及び区検察庁設置方の請願書は
前国会にも提出がありその後調査の結
果土地の状況も判明いたしました。た
で、最高裁判所とも協議いたしまし
て、事情が許す限り御希望に沿うよう
努力いたしたいと存じます。さよう
に御承知をお願いいたす次第でござ
います。

四名

紹介議員 福田喜東君

本請願の要旨は、宇佐簡易裁判所は、昭和二十二年五月、新憲法施行に伴い、大分県宇佐郡全部を管轄区域として、当郡四日市町に設置開庁されたのであるが、同庁が簡易裁判所であり、司法関係業務の大部分ことに最近増加しつつある家庭裁判事件は、大分地方裁判所中津支部並びに大分家庭裁判所中津支部（ともに甲号）の管轄内にあるため、大なる不便を感じている。ついで、該裁判所の歴史的沿革及び地理的見地等より同庁を権限乙号の大分地方裁判所宇佐支部並びに大分家庭裁判所宇佐支部に昇格せしめ、司法的利益享受の機会を容易ならしめられたいというのである。

宇佐簡易裁判所を権限乙号支部昇格反対の請願

請願者 大分県中津市長 淺沼 義男外三名

紹介議員 西村英一君

本請願の要旨は、大分県宇佐簡易裁判所を、地方裁判所乙号支部に昇格しようとして、宇佐地元民が陳情し、かならずしも実現不可能でないということを開いて、大分地方裁判所中津支部では驚き、かつ反対している。すなわち、中津支部は、中津、下毛、宇佐の一市二部を事実上管轄区域としていて、現在甲号支部であるが、宇佐簡易裁判所が中津支部から宇佐郡を切り離して、乙号支部に昇格するならば、中津支部の取扱件数はその過半数を失い、甲号支部としての存在価値を喪失し、ひいては乙号支部に転落する危険がある。六十余年の歴史と伝統をもつ大分地方

裁判所中津支部のために、中津市及び市民は宇佐簡易裁判所の乙号支部昇格に反対するといふのである。

○安部委員長 日程第二、及び日程第一〇に關しまして、御質疑はございませぬか。——政府側の意見を聴取いたします。

○高木政府委員 たいだいまお申し述べになりました宇佐簡易裁判所に、大分地方裁判所乙号支部併置方請願の御趣旨は十分了解いたしました。政府としては、本件は最初の請願でありますので、裁判所支部に關する事項は最高裁判所の権限に屬しておりますので、本請願の御趣旨を最高裁判所に伝達いたしまして、十分の考慮を願うことにいたしました。と存じますから、さように御承知をお願いいたします。

なおたいだいまお申し述べになりました宇佐簡易裁判所に地方裁判所乙号支部併置反対請願の御趣旨は十分了解いたしました。今国会に提出されました宇佐簡易裁判所に地方裁判所乙号支部併置方の件は、最初の請願でもありますので、裁判所支部の設置に關する事項は最高裁判所の権限に屬しておりますので、本請願の趣旨はさらに最高裁判所に伝達いたしまして十分研究することにいたしたいと存じますから、さように御承知をお願いいたします。

○安部委員長 日程第三、新嘉村に法

務局出張所設置の請願、文書表第六一號を議題といたします。説明をお願いいたします。

〔調査員朗読〕

新嘉村に法務局出張所設置の請願

請願者 北海道新嘉村新嘉村長 十倉十六美

紹介議員 松沢 兼人君

本請願の要旨は、北海道新嘉村新嘉村は、四十四方里の面積を有し、大半は国有林と旧御料地であつて、民有地はわずかに一千八百町であつたが、終戦後御料地の開放に伴い、開拓者として入殖したものの六百戸、将来の予定は一千戸を計画している。農地調整法、家屋、土地台帳法の改正に伴い、登記を要するもの急増し、奥地十余里の部落から往復數日を費して登記を終了した状況で、貧困な御料牧場の入夫及び開拓者等には経済的負担も容易ならぬものがある。ついで、新嘉村役場所在地に法務局出張所を設置されたいというのである。

○安部委員長 日程第三の請願について御質疑はございませぬか。——政府側の意見を聴取いたします。

○高木政府委員 法務局出張所を新設するに、いかにはまずその地の人口、交通、面積の実態のみならず、その地において処理する事件数を十分考慮してきめなければならぬことはもちろんであります。請願のあつた新嘉村を管轄する管内出張所における過去の総処理事件数を見ますと、昭和二十二年三百六十四件、昭和二十三年四百二十件、昭和二十四年六百五十五件で、以上の平均が四百六十三件であります。このような実情の下におきまして、事件を分担させるために新たに出張所を設け

職員を常置するということは、これによりまして受ける当該村民の利益に比し国庫の負担がいささか多きに過ぎる感があり、現在の我が国の現状から見ただけにこれを實現することは困難であります。しかしながら、新嘉は請願にもあるように面積も広く、この地を管轄する札幌法務局管内出張所までは相当な距離であり、村民の不便はさこそ思われるのみならず、近來産業上同村の発展は著しく、急激に人口の増加も予想されるので、政府としては将来において十分考慮いたしたいと存する次第であります。

○安部委員長 日程第四、燕町に登記所設置の請願、文書表番第二〇五號を議題といたします。説明を聴取いたします。

〔調査員朗読〕

燕町に登記所設置の請願（第二〇五號）

請願者 新潟県西蒲原郡燕町長 中沢仙治郎外十一名

本請願の要旨は、新潟県西蒲原郡燕町は、人口二万八千五百十人の工業都市で、中の口川の流域に恵まれて農業もまた盛んである。同町は、上越線東三条駅をはさみ、燕果庁前電鉄線が、中の口川の沿線を走り、交通の便利きわめてよく、隣村は、一年を通じて集まる一大中心地となつてゐる。しかし同町は、不動産の所有権の保存及び移転分筆、地目変換の数が多く、隣村の大部分が農業を営むため、農地改革による登記手続をする場合、幾里も離れ道を徒歩で、電鉄線や国有鉄道に乗りかえて、登記所に向ふことは容易でない。このまま放置すれば、農地改革に伴う

登記事務の終了を望むことは期しがたいから、燕町に登記所を設置されたいというのである。

○安部委員長 政府側の意見を聴取いたします。

○高木政府委員 登記所を設置するかいなか、その地方の人口、交通、産業、面積、登記件数及び隣接登記所の事務量等を勘案して設置すべきであります。

本請願を調査いたしてみますに、御不便は十分考えられますが、遺憾ながら今ただちにこれを實現することは、経費等の関係から困難な事情にありますので、将来において十分考慮いたしたいと存する次第であります。

○安部委員長 次に日程第六、法務職員給与改訂に關する請願、文書表番第二六六號を議題といたします。説明を求めます。

〔調査員朗読〕

法務局職員の給与改訂に關する請願（第二六六號）

請願者 宇都宮地方法務局 大森外百五十六名

紹介議員 佐藤 親弘君

本請願の要旨は、新憲法實施以來、三権分立の原則が確立されて、裁判及び檢察の事務を除く法務は、すべて行政官庁である法務府の所管となり、中央では、法務府民事局、人権擁護局、民事訴訟局、行政訴訟局等の各局、地方では法務府の下部組織である法務局、地方法務局及びその支部、出張所がこれを担当している。宇都宮地方法務局でも人権擁護、訟務、登記、土地家屋台帳、戸籍、供託等を取扱つてゐるが、法務局に職を奉ずるようになった者

は、裁判所、検察庁関係職員が個々の事件の処理にあつて一々判、検事の指揮監督を受けるのと異なり、上長にかつて、おの／＼の法律的判断で、重要な担当事務を処理する責任を有する反面、その給与は裁判所、検察庁職員の方が高らかに高い水準にある。ついで、法務局の職員は給与を裁判所、検察庁の職員と同等に引上げるように、官吏給与法を改正されたいというのである。

○安部委員長 政府の意見を聴取いたします。

○高木政府委員 法務局の職員は、平素不動産登記その他各種の商業登記、戸籍、供託、人権擁護、法務事務は高度の法律知識と技術を要し、その上多忙をきわめ、さらに本年八月一日からは土地家屋台帳事務等の重要事務に忙殺されてゐるので、給与の面において何とか優遇の道を講ずる必要のあることは申すまでもないことである。が、裁判所書記官または検察事務官のように、特別の任用資格または職務上特別の危険性を伴うことがなく、一般の行政事務との区別を明らかにすることが困難であるために、給与法上特別の俸給を支給するに至つていないのであります。職階制の実施に伴う格付けの際に、給与の面において有利な取扱ひを受けられるよう努力したいと考えてあります。

○安部委員長 次に日程第八、前橋地方裁判所桐生支部を権限甲号支部に昇格の請願、文書表番号第三七〇号を議題といたします。説明を求めます。

〔調査員朗読〕
前橋地方裁判所桐生支部を権限甲号支部に昇格の請願(第三七〇号)

請願者 群馬県桐生市長 前原 一治外九名

紹介議員 長谷川四郎君

本請願の要旨は、桐生市に裁判所支部設置の請願は、昨年十月、甲号支部の希望に対して、一応乙号の設置が許可されたが、まだ重要民刑事件少年事件は、前橋地方裁判所所管に属し、ことに少年事件の多い東毛地区(桐生、大田原市及び新田、山田、邑楽三郡)では、指定の召喚日に出頭する者は少く、事件処理に支障を来している。ついで、桐生支部を甲号支部に昇格し、東毛地区を管轄区域とされ、同地方の治安を確立されたいというのである。

○安部委員長 政府の意見を聴取いたします。

○高木政府委員 ただいまお申し述べになりました前橋地方裁判所桐生支部を甲号支部に昇格方請願の御趣旨は、十分に了解いたしました。政府といたしまして、御不便の事情はよく承知しておりますのでありますが、裁判所支部に関する事項は最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願の趣旨を最高裁判所へ伝達し、十分の考慮を願うことにいたしました。と存じますから、さよう御承知をお願いいたします。

○内閣最高裁判所説明員 御請願の御趣旨は十分に承知いたしました。十分に調査を進めまして御趣旨に沿うようにいたしたいと思います。

○安部委員長 次に日程第九、借地法の一部改正に関する請願、文書表番号第四三八号を議題といたします。説明を求めます。

〔調査員朗読〕

借地法の一部改正に関する請願(第四三八号)

請願者 東京都中央区木挽町一丁目九番地 松下長平 外七名

紹介議員 小林 運美君

本請願の要旨は、太平洋戦争の際、強制疎開で永住の土地を追われた者は、平和になつて、旧借地に帰住したいと思つても現行借地法では許されない。戦争の犠牲者という点では、戦災者も強制疎開者も同じであるのに、戦災者だけが、旧借地に帰住が許され、強制疎開者は戦災者と同様に、旧借地へ復帰できるようにされたいというのである。

○安部委員長 政府の所見を聴取いたします。

○高木政府委員 太平洋戦争に際し、防空上の必要により疎開建築物が除却された当時におけるその建物の所有者または借主は、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第九条の規定により、空襲による災害のため滅失した罹災建物の借主と同様、同法第二条または第三条の規定により、同法施行の日である昭和二十一年九月十五日から二箇年以内に、その土地の所有者または借主権者に対し、建物所有の目的で賃借の申出をするか、または借地権譲渡の申出をすることに、優先的に借地権を取得する道が開かれていたものであります。従つて本請願の趣旨とされるような罹災者と建物疎開者との間に異なる取扱ひをしていなかつたのでありますから、御了

承を願います。

○安部委員長 以上をもつて請願の審査は一応終了しました。

これより各請願に対する委員会の態度を決定いたします。日程第一及び第九は、これを採択すべきものと決定し、日程第三ないし第八はこれをいづれも採択し、採択の上は内閣に送付すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議ないようでありますから、さよう決します。

なお日程第二及び第一〇につきましては、さらに検討を要することと思われましますので、これらに対する委員会の態度の決定は、本日は留保いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議なければ、さよう決します。

○安部委員長 次に陳情書について審査を行います。まず各陳情書について順次その説明を求めます。

〔調査員朗読〕

浦和地方法務局等を現位置に設置の陳情、第四五号、陳情者は東京都千代田区麹町一丁目一番地、日本弁護士連合会会長、有馬忠三郎。

今般浦和地方法務局及び浦和地方法務局に同区検察庁を、北浦和に新築移転する由であるが、右敷地は、市北隅の工場地帯に位し、官庁敷地として不適地であり、関係諸官庁と遠く離れ、事務取扱ひ上不便が多いから、同局を現位置である、浦和地方法務局内に新築せられたい。

警察官のピストル射殺事件に関する陳情、第一七二号、陳情者、山形地方裁判所内、山形県弁護士会会長、小林正一。

昭和二十五年五月十日午後四時三十分ごろ、山形県東田川郡黄金村大字民田字代家田、阿部蔵方居宅前道路上にて、詐欺被疑者として逮捕状により阿部蔵を逮捕しようとした国警阿部地区警察署勤務司法巡査柿崎実が、拳銃により同人を射ち、死に至らした事件に対し、山形地方法務局検事正小橋俊介は、誤射防衛であり、かつその誤射については過失でないとして判断し、同年五月二十七日不起訴処分にした。この処分ははなはだ不当であるから、当局はすみやかに十分な調査をされたい。

名張町に簡易裁判所並びに検察庁設置の陳情、第二三〇号、陳情者、三重県名張郡名張町長 北田藤太郎外一名。三重県名張郡名張町は、人口およそ一万五千、伊賀二郡中、上野市に次ぐ小郡であつて、名張郡の政治、文化及び物資集散の中心地である。しかし、所轄裁判所の所在地である上野市とは二十一キロの距離があつて、訴訟関係人の出頭、被疑者被告人の護送、令状請求等時間的に著しい不便と困難をこうむつてゐる。ついで、さきに全国におよそ千三百三十六箇所の簡易裁判所が開設されたほどでもあるから、同県名張郡を管轄とする名張簡易裁判所並びに同検察庁を新設せられたい。

浜松市における不当強制執行に関する陳情、第二五八号、陳情者、浜松市旭町五十二番地、荒熊隆司。荒熊隆司は、終戦後カメラ材料店を浜松市に営んでいたが、同借地を含めた二百坪を本年三月、三和銀行浜松支店

に買収された。同人はただちに提訴したが、双方の弁護士立会いの上に和解が成立した。その条件は、同人は六月中に渥美氏宅に移転のこと、銀行側は渥美氏のために新しく二階家を建築すること等であつたが、不可解にも和解調書には、銀行側が渥美氏の住宅を建築することの記入がないので、引越しすることもできず、異議申請や延期申請をしていた。しかるに、本年八月二十六日全然通告もなく、同人の上京留守中に、執達吏によつて強制立退きを執行されて、同家の商品、日用品等が街路に運び出された。これは法を知らざる者への不当な強制執行と思われるから、人権擁護の上から十分調査し善処されたい。

裁判所書記官及び少年調査官の給与引上げに関する陳情、第三一一号、陳情者、山形地方家庭裁判所所長 阿部勇外五十八名。

民、刑事両訴訟法等の改正によつて、訴訟手続については、公判中心主義が徹底強化され、その結果、裁判所書記官及び少年調査官の職責は、従前に比し一段と重要性を加えてきた。同事務は質的に複雑困難であり、相当高度の法律智識と、社会常識及び科学的専門智識を必要とし、特段の技術と教養とを要するのであるが、しかるに他官庁並の待遇にとどまつてゐる現状である。ついで、以上に対する俸給には、「一般職の職員の給与に関する法律」別表の職務職員および経済調査官級別俸給表を適用されたい。

○安部委員長 以上をもつて陳情書の説明は一応終了しました。

これより委員会の態度を決定いたしました。

ます。陳情書は調査または審査の参考に資することにし、いづれもこれを了承することにしたいと思ひます。が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○安部委員長 御異議なきものと認めまして、さよう決します。

本日はこの程度にて散会いたします。次会は明日午前十時三十分から開会いたします。これにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

〔参照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書。

請願に関する報告書。

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年十二月二十三日印刷

昭和二十五年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所